取消処分（株式会社　三和住宅）

１　被処分者
（１）住所　愛知県豊田市御船町奥山畑１１番地７
（２）名称　株式会社　三和住宅　代表取締役　三宅　学

２　許可を取り消す事業の内容
　　産業廃棄物処理施設（破砕施設）
（１）届出年月日　　平成１３年４月２７日

３　処分の内容
　　産業廃棄物処理施設の許可の取消し

４　取消年月日
　　令和８年１０月１６日

５　処分の理由
　　被処分者は、令和８年１０月２日付けで名古屋地方裁判所において、破産手続開始の決定を受けた。このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）第１５条の３第１項第１号で規定する法第１４条第５項第２号イにより適用される法第７条第５項第４号ロに該当するに至ったため。